平成２４年（フ）第２５号
山形市双月町１丁目５番31号　土屋ハイツ106号
債務者　山岸　栄介
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
埼玉県朝霞市宮戸２丁目15番64号　メゾン豊明103
債務者　土屋　香織
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸209番地33
債務者　伊狩かをる
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
名古屋市港区春田野３丁目1507番地　ファミールＴＯＹＡ102号
債務者　山本　圭介
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５号
愛知県安城市美園町薮田55番地　県営依佐美住宅Ｃ―101
債務者　小林　妙子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
愛知県高浜市神明町２丁目３番地28　パレス吉浜206
債務者　森　　久登
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
愛知県岡崎市井田町字山王48番地　山王マンション207、前住所愛知県岡崎市井田町字山王48番地　山王マンション204
債務者　多田こと　夛田　繁美
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６号
和歌山県田辺市上の山２丁目14番22号
債務者　中道　和代
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１７４２号
さいたま市南区沼影１丁目30番12号502
債務者　金澤　　昇
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３３号
埼玉県久喜市栗原２丁目３番地２　シティハイムはんの木201号
債務者　眞榮田　憲
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１０号
埼玉県上尾市柏座４丁目８番20号　第２あかねコーポ102、旧住所埼玉県上尾市本町３丁目５番15号　コーポ秩父101
債務者　牛山　武雄
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１７号
埼玉県戸田市美女木東１丁目１番地の３　美女木ハイム303号室
債務者　林　　武
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
さいたま市岩槻区東岩槻１丁目５番地４　グリーンコート東岩槻105号
債務者　山田　浩嗣
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
さいたま市中央区大字下落合1011番地
債務者　高山由美子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
埼玉県加須市富士見町６番31号
債務者　井上　勇治
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
埼玉県加須市富士見町６番31号
債務者　井上　美生（旧姓治山）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
さいたま市中央区円阿弥３丁目２番３―206号
債務者　谷口　久雄
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係